

（施錠装置等）

**第14条** 施錠装置の構造、施錠性能等に関し保安基準第11条の2第2項の告示で定める基準は、専ら乗用の用に供する自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（以下、二輪自動車等という。）、乗車定員11人以上の自動車並びに被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5 tを超える自動車及び被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）に備える施錠装置にあつては別添7「四輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車等に備える施錠装置にあつては別添8「二輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準とし、乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び車両総重量が3.5 tを超える貨物の運送の用に供する自動車にあつては、次の各号に定める基準とする。

- 一 その作動により、施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させることができる構造であること。
- 二 堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されることがない構造であること。
- 三 その作動中は、始動装置を操作することができないものであること。ただし、カタピラ及びそりを有する軽自動車にあつてはこの限りでない。
- 四 走行中の振動、衝撃等により作動するおそれがないものであること。

2 イモビライザの構造、施錠性能等に関し保安基準第11条の2第3項の告示で定める基準は、別添9「イモビライザの技術基準」に定める基準とする。